

## 第4 税率に関する調

1 県税の税率等の推移 .....	48
(1) 県民税 .....	48
(2) 事業税 .....	50
(3) 不動産取得税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・特別地方消費税・ 地方消費税 .....	53
(4) 軽油引取税・狩猟税・鉦区税・石油価格調整税・産業廃棄物税・ 自動車取得税 .....	55
(5) 自動車税 .....	57

# 1 県税の税率等の推移

## (1) 県民税

税目		年度	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成26年 10月1日 以後開始 事業年度	平成27年 (2015年)	
		個人県民税	均等割		1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	1,500円
所得割	(所得)		4%	4%	4%	4%	4%	4%	
法人県民税	均等割	資本等の金額が 50億円超	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	
		資本等の金額が 10億円超～50億円 以下	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	
		資本等の金額が 1億円超～10億円以 下	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	
		資本等の金額が 1,000万円超～1億円 以下	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	
		上記以外	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
	法人税割	本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	3.2%	3.2%	
		附則 (超過課税)	5.8% (注1)	5.8% (注1)	5.8% (注1)	5.8% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)	
	県民税利子割 (昭和63年度から)			5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	県民税配当割 (平成16年から)	本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		附則	3.0% (注2)	3.0% (注2)					
県民税株式等譲 渡所得割 (平成16年から)	本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		
	附則	3.0% (注3)	3.0% (注3)						

(注1) 平成12年6月1日から平成32年5月31日までに終了する事業年度分について資本の金額

(注2) 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払われる配当等に係るもの

(注3) 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間の譲渡所得金額等に係るもの

(1) 県民税

税目		年度	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年	令和元年	令和元年 10月1日 以後開始 事業年度	令和2年	
		個人 県民税	均等割		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
所得割	(所得)		4%	4%	4%	4%	4%	4%	
法人 県民税	均等割	資本等の金額が 50億円超	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	
		資本等の金額が 10億円超～50億円 以下	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	
		資本等の金額が 1億円超～10億円以 下	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	
		資本等の金額が 1,000万円超～1億円 以下	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	
		上記以外	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
	法人 税割	本則		3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	1.0%	1.0%
		附則 (超過課税)		4.0% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)	1.8% (注1)	1.8% (注1)
	県民税利子割 (昭和63年度から)			5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	県民税配当割 (平成16年から)	本則		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		附則							
県民税株式等譲 渡所得割 (平成16年から)	本則		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
	附則								

(注1) 平成12年6月1日から令和7年5月31日までに終了する事業年度分について、「資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人」又は「法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円超のもの」

(2) 事業税

税目		年度		平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成26年 10月1日以 降開始事業 年度	平成27年 (2015年)	
事業税	個人事業税	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	
		第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		あん摩等の事業等		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
	法人事業税	①収入金課税法人	本則	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	
			附則	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.9% (注1)	0.9% (注1)	
		②普通法人	本則	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	
			附則	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	
		③特別法人	本則	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	
			附則	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	
		④軽減税率 不適用法人	本則	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	
			附則	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	
		⑤外形標準課税対象 法人(平成16年から)			(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 2.2% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 3.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 4.3%	(注2) 資本割 0.3% 付加価値割 0.72% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.6% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.3% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 3.1%

(注1) 地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分について適用される税率

(注2) 平成22年10月1日以後の解散からは清算所得課税は廃止

税目		年度	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和元年 10月1日 以降開始 事業年度	
事業税	個人事業税	第1種事業	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		第2種事業	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	
		第3種事業	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
		あん摩等の事業等	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	
	法人事業税	①収入金課税法人	本則	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.0%
			附則	0.9% (注1)	0.9% (注1)	0.9% (注1)	0.9% (注1)	
		②普通法人	本則	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	(所得) 400万円以下 3.5% 800万円以下 5.3% 800万円超 7.0%
			附則	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7%	
		③特別法人	本則	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) 400万円以下 5% 400万円超 6.6%	(所得) 400万円以下 3.5% 400万円超 4.9%
			附則	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1) 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6%	
		④軽減税率 不適用法人	本則	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 7.0% 特別法人 4.9%
			附則	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	
		⑤外形標準課税対象 法人(平成16年から)		(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6% (注1) 0.7%	(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6% (注1) 0.7%	(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6% (注1) 0.7%	資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超 3.6% (注1) 0.7%	資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 0.4% 400万円超 800万円以下 0.7% 800万円超 1.0%

(注1) 地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分について適用される税率

(注2) 平成22年10月1日以後の解散からは清算所得課税は廃止

税目		年度			
		令和2年			
事業税	個人事業税	第1種事業		5.0%	
		第2種事業		4.0%	
		第3種事業		5.0%	
		あん摩等の事業等		3.0%	
	法人事業税	収入金課税法人	①電気供給業(小売電気事業・発電事業を除く)、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人		収入割 1.0%
			②小売電気事業、発電事業を行う法人	イ ロ以外の法人 (令和2年より)	収入割 0.75% 所得割 1.85%
				ロ 外形標準課税対象法人 (令和2年より)	収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%
		所得金課税法人	③普通法人		(所得) 400万円以下 3.5% 800万円以下 5.3% 800万円超 7.0%
			④特別法人		(所得) 400万円以下 3.5% 400万円超 4.9%
			⑤軽減税率不適用法人		普通法人 7.0% 特別法人 4.9%
	⑥外形標準課税対象法人 (平成16年より)		資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 0.4% 800万円以下 0.7% 800万円超 1.0%		

(3) 不動産取得税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・特別地方消費税・地方消費税

税目		年度	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
		不動産取得税	本則		4.0%	4.0%	4.0%
附則			3% (注1)	3% (注1)	3% (注1)	3% (注1)	3% (注1)
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)		本則	1,000本につき 1,504円	1,000本につき 1,504円	1,000本につき 860円	1,000本につき 860円	1,000本につき 860円
		附則					
ゴルフ場利用税	(旧娯楽施設利用税)	ゴルフ場 (1人1日)	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	平成元年(1989年)から廃止				
		ぱちんこ場 (1台につき月額)					
		まあじゃん場 (1卓につき月額)					
		たまつき場 (1台につき月額)					
		スロットマシン場 (1台につき月額)					
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)					
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)		平成12年(2000年)から廃止					
地方消費税 (平成9年度から) ※地方消費税率 = 国の消費税率に対する割合		25.0%	25.0%	25.0%	63分の17	63分の17	

(注1) 土地及び住宅の取得は3%、住宅以外の家屋の取得については4%(本則どおり)

税目		年度	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年	
		不動産取得税	本則		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
附則			3% (注1)	3% (注1)	3% (注1)	3% (注1)	3% (注1)	
県たばこ税 (旧県たばこ消費税)	本則		1,000本につき 860円	1,000本につき 860円	1,000本につき 930円	1,000本につき 930円	1,000本につき 1,000円	
	附則							
ゴルフ場利用税	(旧娯楽施設利用税)	ゴルフ場 (1人1日)		960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階	960円～ 400円まで の7段階
		舞踏場、射的場等 (利用料金の)	平成元年(1989年)から廃止					
		ぱちんこ場 (1台につき月額)						
		まあじゃん場 (1卓につき月額)						
		たまつき場 (1台につき月額)						
		スロットマシン場 (1台につき月額)						
		ビンゴゲーム場 (1施設につき月額)						
特別地方消費税 (旧料理飲食等消費税)	平成12年(2000年)から廃止							
地方消費税 (平成9年度から) ※地方消費税率 = 国の消費税率に対する割合		63分の17	63分の17	63分の17	78分の22	78分の22		

(注1) 土地及び住宅の取得は3%、住宅以外の家屋の取得については4%(本則どおり)



## (4) 軽油引取税・狩猟税・鉱区税・石油価格調整税・産業廃棄物税・自動車取得税

税目		年度	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
軽油引取税	本則		15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
	附則		32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
	特例							
狩猟税	①③以外の者のうち県民税の所得割の納付を要する者	第1種銃猟免許の登録を受ける者	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円
		網猟免許又はわな猟免許の登録を受ける者	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
	②③以外の者のうち県民税の所得割の納付を要しない者	第1種銃猟免許の登録を受ける者	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円
		網猟免許又はわな猟免許の登録を受ける者	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	③第2種狩猟免許(空気銃)の登録を受ける者		5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
鉱区税	①砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区(面積100アールごと 年額)	試掘鉱区	200円	200円	200円	200円	200円	200円
		採掘鉱区	400円	400円	400円	400円	400円	400円
	②砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区(面積100アールごと 年額)		200円	200円	200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区		①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税(法定外普通税)			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税(法定外目的税)			産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円
自動車取得税	本則		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	附則		5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	2.0% (注2)	2.0% (注2)	2.0% (注2)

(注1) 自家用登録自動車に限る

(注2) 営業用登録自動車及び軽自動車に限る

税目		年度	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和元年 10月1日以 降	令和2年
軽油引取税	本則		15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
	附則		32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
	特例						
狩猟税	①③以外の者のうち県民税の所得割の納付を要する者	第1種銃猟免許の登録を受ける者	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円
		網猟免許又はわな猟免許の登録を受ける者	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
	②③以外の者のうち県民税の所得割の納付を要しない者	第1種銃猟免許の登録を受ける者	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円
		網猟免許又はわな猟免許の登録を受ける者	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	③第2種狩猟免許(空気銃)の登録を受ける者		5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
鉱区税	①砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区(面積100アールごと 年額)	試掘鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
		採掘鉱区	400円	400円	400円	400円	400円
	②砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区(面積100アールごと 年額)		200円	200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区		①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3	①の2/3
石油価格調整税(法定外普通税)			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
産業廃棄物税(法定外目的税)			産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円
自動車取得税	本則		3.0%	3.0%	3.0%		
	附則		2.0% (注2)	2.0% (注2)	2.0% (注2)		
自動車税環境性能割(注3)(注4)	自家用車					非課税 ~3.0% (注5)	3.0%
	営業車					非課税 ~2.0%	2.0% (注6)

(注2) 営業用登録自動車及び軽自動車に限る

(注3) 令和元年10月1日より自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が導入

(注4) 自動車税環境性能割の税率は燃費基準値達成度等に応じて決定

(注5) 令和元年10月1日~令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車については、税率が1%軽減

(注6) 営業用登録自動車に限る

(5) 自動車税

税目		年度		平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)			
		本則	附則								
自動車税	乗用車	家用	総排気量 1リットル超～あ 1.5リットル以下	本則		34,500円	34,500円	34,500円	34,500円		
				附則	重課		37,900円	37,900円	37,900円	37,900円	39,600円
					軽課		17,500円	17,500円	17,500円	17,500円	9,000円
					軽課		廃止		26,000円	26,000円	17,500円
					軽課		平成17年(2005年)から廃止				
		家用	総排気量 1.5リットル超～ 2リットル以下あ	本則		39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	
				附則	重課		43,400円	43,400円	43,400円	43,400円	45,400円
					軽課		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円
					軽課		廃止		30,000円	30,000円	20,000円
					軽課		平成17年(2005年)から廃止				
	営業用	総排気量 1リットル超～あ 1.5リットル以下	本則		8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円		
			附則	重課		9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,700円	
				軽課		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	2,500円	
				軽課		廃止		6,500円	6,500円	4,500円	
				軽課		平成17年(2005年)から廃止					
	トラック	営業用	最大積載量 4ト～超～5ト以下	本則		18,500円	18,500円	18,500円	18,500円		
				附則	重課		20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	
					軽課		9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	5,000円
					軽課		廃止		14,000円	14,000円	9,500円
					軽課		平成17年(2005年)から廃止				
バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則		14,500円	14,500円	14,500円	14,500円			
			附則	重課		/					
				軽課		7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	4,000円	
				軽課		廃止		11,000円	11,000円	7,500円	
				軽課		平成17年(2005年)から廃止					
3輪小型 (営業用)			本則		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円			
			附則	重課		4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	5,100円	
				軽課		2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	1,500円	
				軽課		廃止		3,500円	3,500円	2,500円	
				軽課		平成17年(2005年)から廃止					
(キヤンピング車) 特種用途自動車	家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則		27,600円	27,600円	27,600円	27,600円			
			附則	重課		30,300円	30,300円	30,300円	30,300円	31,700円	
				軽課		14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	7,000円	
				軽課		廃止		21,000円	21,000円	14,000円	
				軽課		廃止					

税目		年度		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年	令和2年		
				(2016年)	(2017年)	(2018年)	(9月30日まで)	(10月1日から)	(2020年)		
自動車税 (注1)(自動車税種別割)	乗用車	家用	総排気量 1リットル超～あ 1.5リットル以下	本則	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	30,500円	30,500円	
				附則	重課	39,600円	39,600円	39,600円	39,600円	—	—
					軽課	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	8,000円	8,000円
					軽課	17,500円	17,500円	17,500円	17,500円	15,500円	15,500円
		軽課	平成17年(2005年)から廃止								
		家用	総排気量 1.5リットル超～ 2リットル以下あ	本則	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	36,000円	36,000円	
				附則	重課	45,400円	45,400円	45,400円	45,400円	—	—
					軽課	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	9,000円	9,000円
	軽課				20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	18,000円	18,000円	
	軽課	平成17年(2005年)から廃止									
	営業用	総排気量 1リットル超～あ 1.5リットル以下	本則	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円		
			附則	重課	9,700円	9,700円	9,700円	9,700円	9,700円	9,700円	
				軽課	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
				軽課	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	
	軽課	平成17年(2005年)から廃止									
	トラック	営業用	最大積載量 4ト～5ト以下	本則	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	
				附則	重課	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円
					軽課	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
					軽課	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円
	軽課	平成17年(2005年)から廃止									
バス	営業用	乗員定員 30人超～ 40人以下 (一般乗合用)	本則	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円		
			附則	重課	/	/	/	/	/	/	
				軽課	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	
				軽課	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	
軽課	平成17年(2005年)から廃止										
3輪小型 (営業用)			本則	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円		
			附則	重課	5,100円	5,100円	5,100円	5,100円	5,100円	5,100円	
				軽課	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
				軽課	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
軽課	平成17年(2005年)から廃止										
(キヤンピング車) 特種用途自動車	家用	総排気量 1リットル超～ 1.5リットル以下	本則	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円		
			附則	重課	31,700円	31,700円	31,700円	31,700円	31,700円	31,700円	
				軽課	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	
				軽課	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	
軽課	平成17年(2005年)から廃止										

(注1) 令和元年10月1日より自動車税は自動車税種別割に改正。